

∞連携を精査する

下総精神医療センター

平井慎二

私は1989年に規制薬物乱用者に専門的に対応する部門で働き始めた。患者による規制薬物の自己使用をどのように扱うかという問題は、次のように切迫したものであり、検討せざるを得ず、やっと1999年に辿り着いた回答が∞連携である。

覚醒剤を摂取したばかりの患者が精神病状態で家族に連れられて来院し、激しく興奮する患者を大人数で保護し、非自発的入院にした。入院当初は職員が綿密に観察し、ときには罵声を浴びせられながらスプーンで食事を口に運び、精神科薬を投与した。幻覚妄想は徐々に改善し、身体も健康になった。数か月後の退院時には、爽やかな笑顔で感謝を職員に伝え、覚醒剤を使わない決意を表明して退院した。その患者が数か月後には覚醒剤乱用に原因して前回と同様の幻覚妄想を伴う興奮状態で来院した。私は精神科医療を行うものであり、通報せず、前回と同様の治療を提供した。その患者は再び、退院時には爽やかな笑顔で感謝を職員に伝え、覚醒剤を使わない決意を表明して退院した。

そのような者は前回と同様に親をだまして金を得て、その金を非合法の活動をする暴力団に払って覚醒剤を入手し、使用して精神病になって、国民の税金で支えられている精神科医療に戻ってくる。そこで私は患者を社会に損害を与える者に再生して、送り返す。私が社会に損害を与える者であった。

それを避けるために、通報せず、覚醒剤を乱用した者を受け入れるが、証拠がなくなった時点で患者を麻薬取締官に面接させ、法による抑止力を提供する処遇を思いつき、その処遇を一部に含む∞連携を構想した。

精神科医療がそのように社会に損失を与えることをしているのだから、刑事司法体系の力を借りるのは当然であるという話しに留まらない。同様のことを刑事司法体系もしている。規制薬物を乱用した者に対する捜査と裁判、処遇に多くの者が長期に関わり、それを支える費用も莫大である。しかし、それらの手続きと処遇を通過したら、再度覚醒剤を使用する者が後を絶たない。そのように刑事司法体系も精神科医療と同様であり、その刑事司法体系の欠点を治療体系が補うためにも∞連携は必要なのである。

∞連携の骨格は正しいが、当初、刑事司法体系が規制薬物を乱用した者に刑罰を科し、かつ治療や訓練を強制する根拠が理論的に整理できていなかった。2006年に条件反射制御法を開発し、ヒトが行動する本当のメカニズムを、進化に照ら

し合わせて検討して把握し直した。その把握に従い、∞連携をおそらくは正當に整えた。刑事司法体系も治療体系も∞連携の一部として各領域の役割を果たすべきである。その∞連携の詳細を、法とは何かということを確認しながら検討するのが、この「∞連携を精査する」シンポジウムである。